



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年11月22日火曜日 第361号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験..... (総務管理課) ... 973  
 指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 973  
 指定自立支援医療機関の名称の変更..... ( " ) ... 973  
 大規模小売店舗の変更の届出の取下げ..... (経営支援課) ... 974  
 義務付保の同意を求めるとの事前届出及び指定漁船調書の縦覧..... (水産課) ... 974  
 基本測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 974  
 公共測量の実施の通知(12件)..... ( " ) ... 974  
 道路の供用開始(県道今治丹原線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 976  
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 976  
 医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 976  
 指定医師の所在地の変更..... ( " ) ... 976  
 指定医師の辞退の届出..... ( " ) ... 976

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要求となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 977

## 告 示

### ○愛媛県告示第1168号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和4年12月5日(月)0時から 令和4年12月7日(水)24時の間 で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和4年12月11日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

### ○愛媛県告示第1169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
かもめ調剤薬局	今治市大新田町三丁目4番7号	株式会社エイトウリー	今治市大新田町三丁目4番7号	代表取締役 八木由温	精神通院医療(薬局)	令和4年10月1日

### ○愛媛県告示第1170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医

療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

名称		担当する医療の種類	変更 年月日
変更前	変更後		
キッズ薬局 山越店	そうごう薬局 松山山越店	精神通院医療(薬局)	令和4年10月1日

成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗		取 下 年 月 日
名称	所在地	
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場1番1外	令和4年11月11日

○愛媛県告示第1171号

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(令和4年11月愛媛県告示第1102号)によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法(平

○愛媛県告示第1172号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

(南予地方局農林水産振興部愛南水産課管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南宇和郡愛南町御荘平山898 稲田圭一	南宇和郡愛南町御荘平城371 清家俊宏	南宇和郡愛南町御荘菊川2384 菅原泰輔	御 荘	愛南漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和4年11月22日から12月6日まで

(2) 縦覧場所

南予地方局農林水産振興部愛南水産課

○愛媛県告示第1173号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(水準測量、GNSS測量)
- 2 作業期間 令和4年10月17日から  
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 (水準測量)  
八幡浜市、西予市、宇和島市  
(GNSS測量)  
松山市、今治市、宇和島市、西条市、伊予市、東温市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予郡砥部町

- 2 作業期間 令和4年7月13日から  
令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 大洲市 市内一円

○愛媛県告示第1175号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、南予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(数値図化、砂防基盤図、地図情報レベル2500)
- 2 作業期間 令和4年4月15日から  
9月30日まで
- 3 作業地域 大洲市・内子町

○愛媛県告示第1174号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成、数値地形図作成、数値地形図修正)

○愛媛県告示第1176号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)

- 2 作業期間 令和4年8月1日から  
9月20日まで
- 3 作業地域 愛媛県南宇和郡愛南町

**○愛媛県告示第1177号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年11月1日から  
令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 東温市全域

**○愛媛県告示第1178号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年8月8日から  
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県西条市北条地内

**○愛媛県告示第1179号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年8月30日から  
12月20日まで
- 3 作業地域 愛媛県新居浜市

**○愛媛県告示第1180号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値撮影・数値図化）
- 2 作業期間 令和4年9月22日から  
令和5年3月24日まで
- 3 作業地域 松山市域

**○愛媛県告示第1181号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を

実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 令和4年9月22日から  
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市域

**○愛媛県告示第1182号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年9月26日から  
12月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市津島町

**○愛媛県告示第1183号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年9月13日から  
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県四国中央市上分町 地内

**○愛媛県告示第1184号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図作成）
- 2 作業期間 令和4年11月1日から  
令和5年3月22日まで
- 3 作業地域 宇和島市大浦

**○愛媛県告示第1185号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、西条市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年9月12日から  
令和5年1月30日まで
- 3 作業地域 西条市（飯岡）

○愛媛県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市朝倉下甲527番5から 同市朝倉下甲463番3まで	令和4年11月22日

○愛媛県告示第1187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年11月22日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第32号 令和4年11月15日	伊予郡松前町大字大間字石ノ戸25番6	松山市北土居1丁目8番11号 ファミリー・シャンポール201号 大政 禎

○愛媛県告示第1188号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
呼吸器機能障害	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	三好誠吾	東温市横河原366番地	令和4年11月1日
心臓機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	八木秀介	四国中央市川之江町2233番地	令和4年11月1日
肢体不自由	整形外科	公立学校共済組合四国中央病院	善成晴彦	四国中央市川之江町2233番地	令和4年11月1日
肢体不自由、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西奈病院	杉本龍馬	西条市朔日市269番地1	令和4年11月1日
肢体不自由	整形外科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	永尾祐治	新居浜市南小松原町13番27号	令和4年11月1日
肢体不自由	整形外科	みずほ整形外科	吉鷹輝仁	伊予郡砥部町麻生7番地5	令和4年11月1日

○愛媛県告示第1189号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
藤田敏博	藤田医院	今治市桜井二丁目5番57号	藤田クリニック	今治市桜井二丁目5番50号	令和4年10月5日

○愛媛県告示第1190号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和4年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	独立行政法人労働者 健康安全機構愛媛労 災病院	池 田 裕 暁	新居浜市南小松原町13番27号	令和 4年10月7日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和4年11月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
  - 選挙権を有する者の総数 1,132,937
  - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,659
  - 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 241,618
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	42,933	14,311
南 宇 和 郡	17,705	5,902
松山市・上浮穴郡	432,845	138,808
今 治 市・越 智 郡	134,821	44,941
宇和島市・北宇和郡	73,231	24,411
八幡浜市・西宇和郡	35,189	11,730
新 居 浜 市	97,564	32,522
西 条 市	89,374	29,792
大 洲 市・喜 多 郡	48,517	16,173
伊 予 市	30,532	10,178
四 国 中 央 市	71,337	23,779
西 予 市	30,826	10,276
東 温 市	28,063	9,355